

平成28年11月11日
企業会計基準委員会

現在開発中の会計基準に関する今後の計画

平成28年11月11日現在において、当委員会が開発中（開発予定を含む。）の会計基準に関する検討状況及び今後の計画は、次のとおりである。

なお、今後3年間の会計基準の開発に関する基本的な方針については、中期運営方針を参照いただきたい¹。

1. 日本基準

1. 開発中の会計基準

収益認識に関する会計基準

（主な内容）

平成26年5月に国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）から「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）が公表されたことを踏まえ、日本基準の体系の整備を図り、日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとする等の観点から、収益認識に関する包括的な会計基準の開発について検討を行っている。

（検討状況及び今後の計画）

これまでの検討を踏まえ、平成28年2月4日に、「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」を公表しており（「IFRS第15号の明確化」の公表を受けて平成28年4月22日に一部を改訂）、平成28年5月31日にコメントを締め切った。現在、同意見募集に対して寄せられたご意見や適用上の課題を踏まえ検討を進めている。

基準開発に向けた検討にあたっては、IFRS第15号及びTopic 606の強制適用日を踏まえ、平成30年1月1日以後開始する事業年度に適用が可能となることを念頭に置き、平成29年6月までに公開草案を公表することを目標として、会計基準の開発を進める。

2. 開発中の指針（実務上の取扱いを含む。）

(1) 税効果会計に関する指針

（主な内容）

¹ 中期運営方針については、ASBJのウェブサイト（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/middle_plan/）を参照のこと。

日本公認会計士協会から公表されている税効果会計及び当期税金に関する実務指針について、基準諮問会議からの提言に基づき、必要な見直しを行ったうえで、当委員会の適用指針等に移管することを目的として検討を行っている。

このうち、繰延税金資産の回収可能性については、平成27年12月28日に企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表した²。また、税効果会計に適用する税率の取扱いについては、平成28年3月14日に企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」を公表した。

(検討状況及び今後の計画)

平成28年2月より、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針のうち、会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」等について、適用指針の公開草案の公表に向けた検討を行っているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定めていない³。

また、当期税金に関する会計基準については、平成28年11月9日に、企業会計基準公開草案第59号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」等(コメント期限：平成29年1月10日)を公表している。

(2) リスク分担型企業年金に係る会計処理に関する指針

(主な内容)

平成28年度に新たに制度化することが予定されている企業年金制度であるリスク分担型企業年金に係る会計処理に関する指針を開発することを目的として検討を行っている。これは、厚生労働省から、基準諮問会議において、当該スキームに関する会計上の取扱いの明確化の提案がなされたことを踏まえたものである。

(検討状況及び今後の計画)

平成28年6月2日に、実務対応報告公開草案第47号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」等を公表しており、平成28年8月2日にコメントを締め切った。現在、公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、平成28年12月に最終化することを目標として検討を進めている。

² 同適用指針は、平成28年3月28日に改正を行っている。

³ 基準諮問会議から提言を受けている連結納税制度における新規適用・加入・離脱の際の税効果会計の取扱い及び企業結合における取得企業に係る税効果会計の取扱いの整合性については、当該検討に含めて検討を行っている。

(3) 一括取得型による自社株式取得取引に係る会計処理に関する指針**(主な内容)**

米国で実施されている一括取得型による自社株式取得取引（ASR：Accelerated Share Repurchase）について、我が国企業が実施した場合の会計処理に関する指針を開発することを目的として検討を行っている。本テーマについては、基準諮問会議からの提言に基づき、日本証券業協会の参考人から示された我が国における取引スキームについて検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

平成27年1月より検討を開始しており、公開草案の公表に向けて検討を行っているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定めていない。

(4) 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理に関する指針**(主な内容)**

権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理について、会計上の取扱いを明確化することを目的として検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

平成27年10月より検討を開始しており、公開草案の公表に向けて検討を行っているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定めていない。

(5) 公共施設等運営権に係る会計処理に関する指針**(主な内容)**

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（PFI）事業における公共施設等運営権に係る会計処理に関する指針を開発することを目的として検討を行っている。これは、内閣府から、基準諮問会議において、当該スキームに関する会計上の取扱いの明確化の提案がなされたことを踏まえたものである。

(検討状況及び今後の計画)

平成28年1月より検討を開始しており、平成28年12月に公開草案を公表することを目標として検討を進めている。

(6) 実務対応報告第18号の見直し**(主な内容)**

実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の

取扱い」について、在外子会社が国際財務報告基準（IFRS）に準拠している場合、資本性金融商品に関するノンリサイクリング処理について親会社の連結財務諸表を作成するうえで修正を要するとすべきか等について、修正項目の見直しの検討を行っている⁴。

また、親会社が日本基準、国内子会社がIFRSを適用している場合、親会社の連結財務諸表作成において実務対応報告第18号を適用できるように実務対応報告を修正すべきかについても検討を行っている。

（検討状況及び今後の計画）

平成28年9月より検討を開始しており、平成28年12月に公開草案を公表すること、及び平成29年3月までに最終化することを目標として検討を進めている。

3. 今後、開発予定の会計基準又は指針（実務上の取扱いを含む。）

(1) 「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い

（主な内容）

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の一部が返還される場合の取扱いを検討することを予定している。

（今後の計画）

開発の目標時期は特に定めていない。

(2) 子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

（主な内容）

日本公認会計士協会から公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ検討することを予定している。

（今後の計画）

開発の目標時期は特に定めていない。

(3) マイナス金利に関連する会計上の論点への対応⁵

（主な内容）

⁴ 実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」も同様に検討を行っている。

⁵ 本論点については、今後、必要に応じて対応を図るものであるが、「3. 今後、開発予定の会計基準又は指針（実務上の取扱いを含む。）」に含めて記載している。

マイナス金利に関連する会計上の論点（退職給付債務の計算における割引率、金利スワップの特例処理）に関して、第331回企業会計基準委員会（平成28年3月9日開催）及び第332回企業会計基準委員会（平成28年3月23日開催）において議論が行われ、そこで議論の内容を周知するために、平成28年3月10日及び平成28年3月24日に議事概要を公表した。

その後、第340回企業会計基準委員会（平成28年7月13日開催）において、基準諮問会議より、必要に応じて適時に対応を図ることの依頼を受けている。

（今後の計画）

今後、検討が必要と判断された場合に、適時に対応を図る。

II. 修正国際基準

（主な内容）

修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）は、IASBにより公表された会計基準及び解釈指針（以下「会計基準等」という。）についてエンドースメント手続を実施することにより開発するものである。

（検討状況及び今後の計画）

平成28年9月より、平成26年（2014年）以降にIASBにより公表された会計基準等のうち、平成28年（2016年）から平成29年（2017年）に発効される会計基準等を対象にエンドースメント手続を実施しており、平成28年12月に公開草案を公表することを目標として検討を進めている。

これに続き、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS第9号「金融商品」（2014年）、IFRS第16号「リース」に関するエンドースメント手続を、順次実施する予定である。

以 上